

令和4年12月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和4年12月27日(火) 午前9時30分から午前10時05分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 14名
農業委員7名
会長 1番 山元啓嗣 会長代理 2番 蒲生隆美
3番 入木真一 4番 岡元良農夫
5番 加藤正博 6番 郡山信敏
7番 邊木園浩子
農地利用最適化推進委員8名
11番 石山浩文 12番 大迫恒作 13番 坂元朋子
14番 酒匂清治 15番 佐藤哲夫
17番 真方実喜男 18番 鳥集公則

4. 日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 6番 郡山信敏 7番 邊木園浩子
会議書記 係長 岸元誠樹

- 第2 議案第37号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。
- 議案第38号 農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。
- 議案第39号 農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。
- 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。
- 議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 平川昌知 係長 岸元誠樹

6. 会議の概要

(岸元係長) 皆さん、おはようございます。時間になりましたので、これから総会を始めさせて頂きます。一同ご起立下さい。「一同、礼」。お座り下さい。

(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件につきましては、お手元に配布の議案書のとおり議案第37号から議案第41号までの議案14件でございます。ご審議方よろしくお願ひしたいと思います。尚、本日の総会終了後、新規就農者の勉強会を予定しております。西村委員よりワクチン接種の為欠席と連絡を頂きましたのでご報告させていただきます。1月の定例総会は30日(月)でございます。議案審議、

及び転用議案に係る現地調査は、23日(月)にお願いする予定でございます。1月の4条・5条に係る調査委員会は、第2調査委員会でございます。よろしくお願い致します。会長がご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

(会長代理) おはようございます。ただいまの出席委員は、農業委員7名中7名、推進委員8名中7名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、12月の定例総会を開催致します。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長) それではこれより議事に入ります。まず日程第1、本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名を致します。よろしいでしょうか。

(はいの声)

(議長) それでは議事録署名委員に、6番郡山委員と7番邊木園委員を指名致します。本日の書記は事務局の岸元係長をお願いを致します。

(議長) 次に日程第2、議案審議に入ります。議案第37号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とし、第1項から第3項まで事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) それでは私の方で説明させていただきたいと思えます。議案書の4ページをお開き頂きたいと思えます。今回の農地法第3条による所有権移転申請件数は3件でございます。まず第1項でございます。譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による売買で、畑1筆、田2筆、合計4,562㎡、売買代金は10aあたり田が25万円、畑が5万円でございます。調査委員は山元会長でございます。第2項でございます。譲受人は同じく○○○○氏でございます。譲渡人 ○○○○氏による売買で、田1筆、3,396㎡、売買代金は10aあたり25万円でございます。調査委員は山元会長でございます。第3項でございます。譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による孫への贈与で、田1筆、畑1筆、合計1,922㎡でございます。調査委員は佐藤委員でございます。以上の案件につきましては、受付審査の結果、譲受人の効率利用要件、常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、地元委員に現地調査をお願いしておりますので、その報告を求めます。第1項と第2項については、私の方で調査を致しましたのでその報告をさせていただきます。

(山元会長) 第1項について、12月20日に現地調査を致しました。第1項と第2項については近接の農地でしたので一緒に現地調査を実施しております。第1項の○○○○さん、第2項の○○○○さんについては義理の姉妹になりまして、○○○○さん宅に集まって頂いてそこでお話を伺っております。それから受け手の○○○○さんについては12月21日に○○○○さん宅にお伺いをして内容について聞き取りをしております。機械についてはトラクター2台、コンバイン1台、田植機1台を所有していて、作って

いるのは水稲、ピーマン、落花生という事でございました。農作業については家族3名で従事日数も満たされております。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、話し合い活動にも参加して協力をしているという事で問題ないというふうに判断を致しました。第1項、第2項について以上報告を致します。

(議長) 続きまして第3項について調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願い致します。佐藤委員。

(佐藤委員) はい、佐藤です。議案第37号第3項について12月23日調査しました。譲渡人、譲受人には電話して確認しました。譲渡人は入院中で、奥さんは耳が遠いという事で娘さんに確認しました。申請地は議案書の8ページをご覧ください。場所は〇〇〇〇の農地2筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター4台、コンバイン等を所有されていきました。農作業は家族2名で経営され従事日数も満たされています。地域の話合い活動に参加して協力するなど特に問題はないと判断しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。何かご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第37号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第1項から第3項に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第37号第1項から第3項については申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第38号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題とし、事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。今回の農地法第4条に関連する申請件数は1件でございます。ご説明致します。第1項、〇〇〇〇氏の申請案件で田1筆、2,060㎡、牛舎・堆肥舎設置、ロール置き場を目的とした農業用施設用地への転用申請でございます。都市計画区域、農用地区域外、第1種農地でございます。この農地につきましては、農業振興地域における用途区分の変更申請が行われていた案件でございます。関係団体及び県との協議を済ませて、農業振興地域の整備に関する法律に基づく12条公告を令和4年12月13日に行ったものでございます。申請人は繁殖経営農家でございます。親牛80頭、子牛50頭程の農家でございます。新たに分娩用の牛舎を設置したいという事でございます。後で報告がございしますが、写真の中にロールの方が農地に置かれておりますので、許可前でしたので顛末書の提出を求めているところでございます。また申請人は、地域の中心的な農業の担い手と位置付けられているところでございます。以上の案件につきましては、農地法第4条第6項各号の不許可の例外に該当することから許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、第1調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を入木委員長をお願いします。

(入木委員長) はい。(入木委員長) 3番入木が報告致します。第38号第1項を12月20日、真方委員と役場の石山さんと3人で現地調査をしました。転用目的は牛舎、堆肥舎、ロール置場です。申請地は議案書の11ページの航空写真をご覧ください。現在はこの赤線で囲んでいる横の緑の田のところは牛舎と車庫と堆肥舎が建っている状況です。施設の配置図については議案書の12ページをご覧ください。この赤線で囲んでいるところが申請地で、1mは無いんですけど5、60cmの段がある状況です。申請地は農用地区域外で第1種農地となっております。さきほど局長も仰ったんですが石山さんと写真を見てこれはどうしようかという事だったんですが、うちも牛を養っている事から良いんじゃないかと。そういうふうにしたんですけど、自分の判断はそうでした。地域住民、周辺農地にも影響が無いと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。随行された他の委員の方のご意見はございませんか。

(真方委員) はい。(真方委員) 17番真方です。調査に同行いたしました但し問題は無いと判断致しました。

(議長) 以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。何かご意見ございませんか。

(加藤委員) はい。5番加藤です。(加藤委員) 11ページの航空写真の赤枠で囲った申請地のちょうど対角のところが実は私のハウスでして、転用申請されているのを気付かなかったんですがこの立地に関しては問題無いと思うし、周辺も牛舎を建てても影響無いというふうに考えますので許可相当というふうに思います。以上です。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第38号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第38号については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に議案第39号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 15ページをお開き頂きたいと思います。今回の農地法第5条に関連する申請件数は2件でございます。まず第1項でございます。譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑2筆、582㎡、一般住宅及びカーポート設置を目的とした転用申請でございます。親族間の贈与でございます。都市計画区域内、農用地区域外、第3種農地でございます。譲受人は町内のアパートに居住されております。隣接農地に影響が出ないように申請地内にブロックを設け、その上に柵を設置予定です。雨水及び生活排水は道路側溝へ流出という事でございます。尚、道路管理者とは協議済みでございます。続きまして第2項でございます。譲

受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、500㎡、一般住宅建設を目的とした転用申請で、親子間の贈与でございます。都市計画区域外、農用地区域外、第1種農地でございます。この農地は、農業振興地域における用途区分の変更申請が行われていた案件でございます。関係団体及び県との協議を済ませて、農業振興地域の整備に関する法律に基づく12条公告を令和4年12月13日に行つて、青地から白地になったところでございます。譲受人は小林市に居住しておりますが、将来的に親の世話等を行うことから実家の近くの申請地に住宅を建設するものがございます。生活排水は既設の農業集落排水に接続し流出するという事でございます。以上の案件につきましては、農地法第5条第2項各号の不許可要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、第1調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を入木委員長にお願い致します。

(入木委員長) はい。(入木委員長) 3番入木が報告致します。第39号第1項の調査を12月20日13時半より真方委員と役場の石山さんと3人で回りました。転用目的は一般個人住宅とカーポートです。申請地は議案書の16ページをご覧ください。施設の配置図については17ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内用途地域で第3種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いと判断致しました。以上です。続きまして第2項ですが、転用目的は一般個人住宅です。申請地は議案書の19ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の20ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で第1種農地となっております。生活排水は農業集落排水で処理するところがございまして、そこまで見に行きまして問題無いと。地域住民、周辺農地にも影響が無いと判断致しましたので許可相当と思われまして。以上です。

(議長) ありがとうございます。随行された他の委員のご意見ございませんか。

(真方委員) はい。(真方委員) 17番、真方です。調査に同行いたしましたが無問題と判断致しました。以上です。

(議長) それではご意見を賜りたいと思います。何かご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。採決を致します。議案第39号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項及び第2項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第39号については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の23ページをお開き頂きたいと思ひます。

今回の申請件数は1件でございます。第1項でございます。譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、2, 922㎡、対価総額58万4千4百円でございます。蒲生会長代理、加藤委員のあっせんを受けております。この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) これより、審議に入ります。ご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので議案第40号については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) それではご説明致したいと思います。26ページをお開き頂きたいと思えます。今回の申請件数は全部で7件でございます。まず第1項でございます。借受人 ○○○○ 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、1, 067㎡、賃借料は玄米1俵、賃貸借期間は令和5年1月1日から令和9年12月31日までの5年間の新規設定でございます。続きまして第2項でございます。借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、2, 714㎡、賃借料は年総額1万円、賃貸借期間は令和5年1月1日から令和10年12月31日までの5年間の再設定でございます。続きまして第3項でございます。借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、2, 809㎡、賃借料は年総額1万4千円、賃貸借期間は令和5年2月1日から令和10年1月31日までの5年間の再設定でございます。第4項以降につきましては、農地中間管理事業によるもので借受人は公益社団法人 宮崎県農業振興公社 でございます。まず第4項でございます。貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田4筆、7, 489㎡の賃貸借で賃借料は年総額7万4千890円、賃貸借期間は令和5年2月1日から令和15年1月31日までの10年間の新規設定でございます。28ページをお開き頂きたいと思えます。第5項になります。貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、3, 222㎡の賃貸借で賃借料は年総額1万9千332円、賃貸借期間は令和5年2月1日から令和8年1月31日までの3年間の新規設定でございます。続きまして第6項でございます。貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、2, 607㎡の賃貸借で賃借料は年総額1万5千642円、賃貸借期間は令和5年2月1日から令和8年1月31日までの3年間の新規設定でございます。最後第7項でございます。貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、5, 698㎡の賃貸借で賃借料は年総額3万4千188円、賃貸借期間は令和5年2月1日から令和8年1月31日までの3年間の新規設定でございます。以上、

説明致しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたので、議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」第1項から第7項の審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(真方委員) はい。(真方委員) 17番真方です。4項から7項までの経営面積が同じなのは偶然の一致ですか。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 経営面積でございますが、4項以降は県農業公社というところが借りられておりますので、同じ数字が並んで記載されております。

(議長) 面積は137,802㎡。今公社が受けている面積という事です。

(真方委員) 今公社が受けている面積なんですね。分かりました。

(議長) 少し補足説明をしておきますが、第5項についてはほ場整備予定地域という事で3年間の貸借期間という事になっております。

(議長) 他にございませんか。

(加藤委員) はい。(加藤委員) 5番加藤です。第3項なんですけど、台帳地目が雑種地で現況が畑で地積が2反8畝でかなり広いです。畑として活用出来るのであれば台帳の方と畑にすることは出来ないのでしょうか。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 台帳地目というのが登記地目となっておりますので、こちら登記がかわらない限りはうちの方で勝手に変更できないという事になっております。ただこの農地につきましては10年以上〇〇〇〇さんが作付されて、普通に農地として利用をしている状況でございますので現況は畑という事で。特に問題は無いかなと思っております。以上でございます。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」について、賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第41号は、申請どおり許可することに決定を致しました。

(会長代理) 以上で本日提案致しました議案の審議は、全て終了致しました。これをもちまして、12月の農業委員会定例総会を閉会致します。

(岸元係長) ご起立をお願いします。「一同、礼。」お座りください。お疲れ様でした。